

高等学校等通学定期券購入費助成の 内容が一部変更になります

内容が一部変更になります

令和2年4月から鳥取県高校生等通学費助成事業が始まることに伴い、助成内容の一部が変更になります。

【変更点】

◎通学定期券の費用が月額7,000円を超える場合は、7,000円を越えた部分を全額上乘せ（100円未満切捨て）して助成。3か月定期・6か月定期の場合は、1か月分の実費負担額を算出する。

(例) 御来屋駅から米子駅まで
1か月定期 (7,140円) の場合
 $(7,000円 \times \frac{1}{2}) + 140円 = 3,640円$
助成額は**3,600円**

◎補助金の対象とする各高等学校等の最寄り駅を指定し、その範囲内で助成する。

◎助成対象期間は、高等学校等1年から3年までの3年間を上限とする。3年次の3月は、卒業式当日までを対象期間とする。

申請方法等は、従来どおりで変更はありません。

【対象者】

町内に住所を有し、高等学校等に就学する生徒の保護者（同居している者に限る）

【申請方法】

●申請場所
こども課（保健福祉センターなわ内）、本庁住民課、各支所総合窓口

●必要なもの

- ・大山町高等学校等通学定期乗車券購入補助金請求書（様式第1号）
- ・学生証の写し又は在学証明書
- ・購入した定期乗車券の写し
- ・納税確認同意書
- ・印鑑
- ・通帳など振込口座の分かるもの（口座の登録がない場合）



【その他】

※まとめて申請ができます。その場合は、定期乗車券の写しが必要ですので、購入後に写しを保管しておいてください。添付がない場合は、助成を受けることができません。

※3年次の場合は、在学期間中に申請してください。卒業後の申請は受けることができません。

※バスとJRを合算して申請される場合は、事前にこども課へご連絡ください。

◆問い合わせ先

こども課

☎ 0859・54・5205

家庭保育支援給付金の 申請について

大山町では、1歳未満の乳児を家庭で保育する保護者に家庭保育支援給付金を支給しています。

なお、平成31年3月31日生まれまでは、次のとおり経過措置を設けています。

【対象年齢】

●平成30年5月1日～平成30年9月30日生まれまで

2歳未満まで支給

●平成30年10月1日～平成31年3月31日生まれまで

1歳6か月未満まで支給

※転入の場合は、経過措置の対象外で、1歳未満まで支給

4月下旬ごろに平成30年5月生まれ以降の乳幼児の保護者の方へ申請書類を送ります。対象の方は、ご確認のうえ、5月末日までにこども課・本庁住民課・各支所総合窓口のいずれかへ申請してください。

◆問い合わせ先

こども課

☎ 0859・54・5205